

公 示

屋外広告物法第7条第4項の規定により、違反した広告物又は掲出物件を
除却・保管しました。

令和7年7月3日

沖縄県南部土木事務所長 仲本 隆

- 1 詳細については別紙「保管物件一覧簿」のとおり
- 2 返還を受けるために必要な物
 - (1) 身分証明書等
 - (2) その他、土木事務所長が必要と認める書類
- 3 返還を受ける際に必要な手続き
 - ・受領書の提出

4 留意事項

今回、除却・保管を行った広告物又は掲出物件については、屋外広告物法第8条の規定に基づいて廃棄する場合があります、また、公示の日から起算して六月を経過してもなお返還することができないときは、所有権が沖縄県に帰属します。

南部土木事務所維持管理班
電話：867－2941